

日野町国民健康保険税の

税率(額)が改定になります

国民健康保険(国保)は、病気やケガをしたとき、誰もが安心して医療機関に受診できるように、加入者の皆さんが国民健康保険税(保険税)を出し合い、必要な医療費にあてる助け合いの制度です。それぞれの市町村が保険者となって運営しています。

人口構造の高齢化や医療技術の進歩などによる医療費の増加や医療制度改正などの影響を受け、町の国保財政がひっ迫する中で、国保財政の健全化を図るため、3月の町議会定例会において「日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」の議決をいただき、平成19年度の保険税率(額)を下記のとおり改定します。

国保加入者の皆さんには「ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。」

なお、町議会で議論のありました健康づくりや町の減免制度の拡充、収納対策の強化については、それぞれで対応して参ります。

◆保険税の計算方法

保険税は、所得割・資産割・均等割・平等割の4項目の合計額で、一世帯当たりの保険税が決まります。40歳以上65歳未満の人は、介護保険の第2号被保険者となりますので、介護分も合わせて納めます。

◆保険税を納める方は

保険税を納める義務は世帯主にあります。世帯主がサラリーマンなどで国保に加入してなくても、世帯の中に国保加入者がいる場合は、世帯主が保険税を納めることになります。

一世帯の保険税

医療分

	改定前	改定後	
所得割	5.10%	6.64%	(加入者の前年の所得額に応じて計算)
資産割	19.00%	28.59%	(加入者の固定資産税額に応じて計算)
均等割	19,800円	26,000円	(加入者一人当たりの額として計算)
平等額	24,800円	24,800円	(一世帯当たりの額として計算)

◆国保加入者の中に40歳以上65歳未満の方がおられる場合

介護納付金分

※介護保険の第2号被保険者の方が対象です

	改定前	改定後	
所得割	0.50%	1.35%	(第2号被保険者の前年の所得額に応じて計算)
資産割	3.00%	7.10%	(第2号被保険者の固定資産税額に応じて計算)
均等割	5,000円	9,000円	(第2号被保険者一人当たりの額として計算)
平等額	3,800円	5,100円	(第2号被保険者がいる世帯あたりの額として計算)

低所得世帯の方の軽減

低所得世帯の方は、所得に応じて
保険税の軽減を受けることができます。
軽減後の均等割および平等割の額
は次のとおりです。

	軽減前	7割軽減	5割軽減	2割軽減
均等割	26,000円	7,800円	13,000円	20,800円
平等割	24,800円	7,440円	12,400円	19,840円

医療分

◆40歳以上65歳未満の方がおられる場合

※介護保険の第2号被保険者の方が対象

	軽減前	7割軽減	5割軽減	2割軽減
均等割	9,000円	2,700円	4,500円	7,200円
平等割	5,100円	1,530円	2,550円	4,080円

介護納付金分

保険税(医療分)の計算例

モデルケース

◆年金世帯(夫200万円、妻79.2万円)の場合



世帯主(Aさん)68歳

年金収入 200万円(=所得80万円)
固定資産税額 3万円



妻(Bさん)68歳

年金収入 79.2万円(=所得0円)

改定前では…

所得割 Aさん分=(80万円-33万円基礎控除)
×5.10%=23,970円
Bさん分=0円×5.10%=0円
資産割 Aさん分=3万円×19.00%=5,700円
均等割 2割軽減後 15,840円×2人=31,680円
平等割 2割軽減後 19,840円

医療分年間合計
81,100円
(100円未満切捨)

改定後では…

所得割 Aさん分=(80万円-33万円基礎控除)
×6.64%=31,208円
Bさん分=0円×6.64%=0円
資産割 Aさん分=3万円×28.59%=8,577円
均等割 2割軽減後 20,800円×2人=41,600円
平等割 2割軽減後 19,840円

医療分年間合計
101,200円
(100円未満切捨)



保険税の額は、それぞれの世帯の加入者の所得や資産、人数などによって決められます。平成19年度の保険税の額は、6月中旬に発送します納税通知書により、ご確認をお願いします。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎526571 有線 57784
税務課 住民税担当 ☎526570 有線 55093